

赤塚税務会計事務所通信

年間事務スケジュール

～バックオフィスの業務あれこれ～

あっという間に1月が終わってしまいました。税務関係では、年末調整、給与支払報告、償却資産税の申告など色々とやることの多い時期でした。今回は企業経営に関する経理、労務、総務関係の1年間の主な業務をまとめてみたいと思います。自社の事務スケジュールに活かしていただければ幸いです。

1月(年末調整、給与支払報告、法定調書、償却資産税申告)

冒頭でも書きましたが、1月は税務関係の業務が多くなります。給与所得の第一段階の確定という非常に大事な年末調整、そしてこの年末調整の結果を給与支払報告書として各市区町村に提出します。市区町村では、この給与支払報告書を基に新年度の住民税を決定することになります。

また、税務署へは、一定の要件に該当する者の源泉徴収票を提出するとともに、源泉徴収の対象となる報酬料金を支払っている場合や、個人に対して地代や家賃を支払っている場合には、支払調書を作成し、法定調書合計表とともに税務署へ提出します(源泉徴収票も法定調書の一種です)。

さらに1月は償却資産税の申告月でもあります。固定資産税は土地、建物の他に事業者が有する償却資産(機械や器具備品などで、自動車税の対象となる車両運搬具やソフトウェアなどは除きます)にも課せられます。土地・建物については登記という公示制度があるため市区町村は容易に課税対象を把握することができるのですが、償却資産については登記のような公示制度がないため、事業者自らが申告することとなっています。

6月-7月(労働保険の年度更新 社会保険の算定基礎届)

6月から7月にかけては、労務関係の業務が多くなります。労働者を一人でも雇用している場合には、労災保険の加入が必要になり、雇用保険の加入要件を満たす労働者を雇用する場合には、雇用保険の加入が必要になります。この労災保険と雇用保険をあわせたものを労働保険といいますが、例年、6月から7月10日までに労働保険の年度更新という手続きが必要になります。年度更新とは、前年度の保険料の確定精算手続きと次年度の保険料の概算申告手続きをあわせたものです。

また、法人については社会保険(健康保険、厚生年金)制度への加入が強制されますが、社会保険料を算定する手続きである社会保険料の算定基礎届を7月10日までに提出することになります。

決算前後

決算日は法人ごとに異なります。税務面で気を付けたいことは、できるだけ決算日に棚卸を行い、商品や材料、仕掛品などの在庫を確認することです。

～裏面に続きます～

そして、決算日以降は、決算処理として、帳簿残高を各種証憑と照合します。

貸借対照表や損益計算書などの決算書類が整いましたら、株主総会を開催し、決算書類について報告を行います。

役員報酬の改定や役員に対し事前確定届出給与(役員に対する賞与のようなものです)を支払う予定がある場合には、この株主総会で決議しておくといでしょう。

株主総会を経て、確定した決算書を基に法人税を計算し、決算日から2か月以内に法人税等、消費税を申告・納付します。

株主総会等で役員に変更が生じた場合には、役員の変更登記も忘れずに行いましょう。

11月-12月(年末調整)

1年間の締めくくりとしては、年末調整があります。従業員が多い企業については、書類の回収や確認に時間を要しますので11月頃から準備を行うといでしょう。

臨時手続き(従業員の入退社)

新たに従業員が入社された場合には、扶養控除申告書及び前職の源泉徴収票の受領、雇用保険・社会保険の加入手続き、住民税(特別徴収)の異動手続きなどが必要となります。

また、従業員が退職される場合には、雇用保険の離職手続き、社会保険の喪失手続き、源泉徴収票の発行が必要となります。退職金を支払う場合には、給与所得の源泉徴収票とは別に、退職所得の源泉徴収票の発行が必要です。

以上がバックオフィス部門の1年間の主な業務となります。どれも法律に基づく重要な業務になりますので、コンプライアンス遵守のためにも、従業員様や株主様などの利害関係者のためにも漏れなく確実な業務を遂行したいものです。

☺ 事務所スタッフよもやま話 ☀

今年も早いものであつという間に2月に入りました。先日は雪も降り、寒い日もあれば4月頃のような暖かい日もあり、体調管理がとても難しいかと思えます。だんだん春が近づいてきているでしょう。そうなると花粉が飛び始める時期になります。

私は今のところ花粉症ではありませんが、よく蓄積されて急に花粉症になる方もいると聞いたので今年もどうか花粉症になりませんように(*^_^*)



赤塚税務会計事務所

埼玉県吉川市大字吉川1605-2

TEL 048-972-4803

FAX 048-972-4809

MAIL akatsuka@a-taxlaw.com HP <https://a-taxlaw.com>

なまずの里 吉川から信頼の税務サービスをお届けします！